

基礎から理解

マネロン・テロ資金供与対策とFATF審査対応のこれから

KPMG／有限責任あずさ監査法人 金融統轄事業部 金融アドバイザー事業部

AML・CFTアドバイザー部 デイレクター

マネジャー 味田 修一郎
松浦 嘉彦

一 はじめに

日本国内の多くの金融機関は、2019年から実施されたFATF第四次対日相互審査を契機として、数年にわたり、マネー・ロンダリング対策（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）の高度化を急ピッチで推し進めてきた。

審査結果の発表は新型コロナウイルスの影響で当初想定よりも遅延し、2021年8月に結果が公表され、日本は「重点フォローアップ国」としてさらなるAML/CFT対策の強化を求

められることとなった。日本政府は審査結果とタイミングを合わせて「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を公表しており、今後さらなる規制・監督の強化が見込まれる状況にある。

すなわち、FATF審査により、金融機関におけるAML/CFT対応の課題がより明確になり、金融機関としてはむしろ、今後の規制強化等も見据えて追加的対応を検討していく必要があるといえる。

本稿では、広く営業店第1線の行職員の方々にもわかりやすく、現在の日本の状況を理解す

るために重要な基礎知識を取りまとめたく、FATF審査結果を受けた今後の金融機関対応に係るポイントを整理した。

なお、本稿の意見に係る記載は筆者ら独自の見解であり、筆者らが現在または過去に所属した組織の見解とは無関係である。

二 AML/CFTの現状を理解するために押さえておくべきポイント

1 AML/CFTにおけるFATFの役割

(1) FATFとは何か

FATF (Financial Action Task Force) は、1989年にパリ郊外で開催されたアルシュ・サミットにおいて、マネー・ロンダリング対策（AML）を目的に設立された政府間会合であり、2001年の同

金融機関職員が押さえておきたい

令和2年改正個人情報保護法の要点

小沢・秋山法律事務所 弁護士

小林多希子

弁護士

稲田康男

はじめに

令和2年6月12日に公布された「個人情報保護に関する法律」(令和2年法律第44号。以下、「令和2年改正法」という)は、令和4年4月1日に全面施行となる。

本稿では、令和2年改正法における改正項目(図表1参照)の中から、金融機関に影響を与える可能性のある事項と、改正のポイントとして取り上げられている事項に絞って、その内容を概説する。

なお、本稿は、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。以下、「令和3年改正法」という)は取り扱わないが、令和3年改正法による第1弾の改正は、令和2年改正法と同日に施行となるため、文中の条文番号は、当該改正を反映したものであることに留意されたい。

以下、現行の「個人情報の保護に関する法律」を「現行法」、令和2年改正法による改正後の同法を「改正法」、個人情報の

保護に関する法律施行規則を「改正規則」、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)を「ガイドライン通則編」という。

一 保有個人データの利用停止等請求における要件の緩和

1 概要

現行法においては、本人が個人情報取扱事業者に対して、当該本人が識別される保有個人データの利用停止等(利用の停止または消去)および第三者へ

の提供の停止を請求できるのは、現行法16条1項(注1)等の一部の法令違反の場合に限られている。

改正法では、個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、改正法26条1項本文に規定する事態(注2)が生じた場合、当該本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも、当該保有個人データの利用停止等または第三者への提供の停止を請求することができることとなった(改正法35条5項)。個人情報取扱事業者は、かかる請求を受けて、その